

2 記載の方法

- (1) 印の欄は記載しないでください。
- (2) (新規・変更・廃止)・家屋用途・構造は該当事項を で囲ってください。
- (3) 変更及び廃止の場合は、変更後及び廃止後の状況で記載してください。
- (4) 用途の区分は次のとおりです。
専用.....専用住宅 = もっぱら居住の用のみに供する家屋
共同.....共同住宅 = 一棟の建物内の独立した2以上の住居を持つ家屋
併用.....併用住宅 = 一棟の建物内に業務の用に供される部分と居住の用に供される部分とが含まれる家屋
- (5) 個数は、家屋のうち人の居住の用に供するために独立的に区画された部分、又はその一部を1個とします。
- (6) その他の事項については、それぞれ該当する事項を記載してください。
- (7) 2筆以上の土地に家屋のある場合は、土地の上に家屋がどのように配置されているかを図示してください。

